

選定基準案（審査表）：審査対象施設【堺市立東文化会館】

条例に定める指定の要件	審査項目	審査の視点	配点①	配点②	
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (文化会館条例第19条第3項第1号)	① 管理運営の方針(基本方針) ② 平等利用・安全の確保	① 管理運営の方針(基本方針)が施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。 ② 市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象(リスク)を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。	15点	15点	
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (文化会館条例第19条第3項第2号)	① 安定的な経営資源 ② 財務規模、組織状況	① 当該管理業務を行っていくために必要な経営資源(ヒト、モノ、カネ、資格・ノウハウ等)を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。 ② 事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。 ③ 類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。	30点	40点	
	③ 事業実績		10点		
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (文化会館条例第19条第3項第3号)	① 利用者・利用者ニーズの把握 ② 個人情報保護・情報公開の考え方 ③ 人権尊重の考え方 ④ 障害者等への考え方 ⑤ 広報・モニタリング計画	① 当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。 ② 個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。 ③ 人権尊重の考え方が適切か。 ④ 障害者や高齢者、子供などの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ⑤ 利用者への情報提供、広報宣伝に関しての考え方が適切かどうか。使用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもってしているか。	15点	15点	
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (文化会館条例第19条第3項第4号)	① 休業日、開館時間の考え方 ② 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③ 利用料金の考え方 ④ 苦情対応の考え方 ⑤ 非常時対策	① 休業日、開館時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。 ② 適切な人員配置(障害者、高齢者等を含む)がなされているか。人材育成、研修計画が適切か。 ③ 市民が利用しやすい料金になっているか。利用料金の還付、減免に対する考え方は適切か。 ④ 利用者からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。 ⑤ 非常災害時等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。	20点	20点	
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (文化会館条例第19条第3項第5号)	① 目標設定 ② 目標達成の方策	① 当該施設の設置目的を的確に理解し、具体的な目標を設定しているか。 ② 上記目的や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。 ③-1ホール活用事業(鑑賞型公演事業、参加型公演事業、普及型公演事業)はそれらの目的(優れた文化芸術に触れる機会の提供、多彩な文化活動の促進、次世代の文化を担う人材の育成)を的確に理解したうえで、十分な機会を提供しているか。具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。 ③-2生涯学習施設(諸室)活用事業はその目的(市民文化芸術活動の促進)を的確に理解したうえで、十分な機会を提供しているか。具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。 ③-3ギャラリー事業はその目的(地域文化の向上)を的確に理解したうえで、十分な機会を提供しているか。具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。 ④ 自主事業の実施計画 ④ 自主事業に具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。指定管理業務の確実な実行を踏まえた上での計画となっているか。	10点	60点	
	③文化芸術振興事業の実施計画		15点		
			15点		
			15点		
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (文化会館条例第19条第3項第6号)	① 経費削減の考え方・方法 ② 収支計画	① 費用低減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。 ② 収支計画は適切か。 基 礎 点 市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額(平均)を比較し、削減額に応じて付与 1%以上2%未満:2点 2%以上5%未満:4点 5%以上8%未満:6点 8%以上10%未満:8点 10%以上:10点	20点	30点	
			10点		
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (文化会館条例第19条第3項第7号)	① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組	① 障害者等の就職困難者の雇用、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ② 市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ③ 地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ④ 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	10点	20点	
			基 礎 点 (1) 次のいずれかに該当する場合 ※ グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。 ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者		4点
			(2) 65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合 ※ グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。		4点
			(3) 市内に本社・本店を有している場合 ※ グループ応募の場合は1人以上が満たしていること。		2点
			200点		